

## ○現況・経過

- ◆ 松心園における待機問題の解消を目的に、政令市を除く府内の二次医療圏域に1か所ずつ、複数の社会福祉法人に委託し、H17年度から20年度にかけて順次、事業を開始。（6拠点を整備）
- ◆ 各療育拠点では、発達障がいの特化し、一人ひとりの子どもの特徴に合わせた個別の療育プログラムを1年間通して実施するとともに、家族向けの研修やアドバイス等の支援を実施。
- ◆ 平成24年の児童福祉法改正により、障がい児の通所支援の実施主体が市町村に移行し、個別療育は市町村が療育拠点への委託等により実施
- ◆ 現在は、圏域内の児童発達支援センター、児童発達支援・放課後等サービス事業所等の障がい児通所支援事業所に対する機関支援を実施

## ○実績・成果等

- ◆ 機関支援の実施状況（R2）
  - ・ 機関支援実施機関（事業所）数：94か所
  - ・ 機関支援延べ回数：312回
  - ・ 機関支援を受けた事業所がある市町村数：21市町村
- ◆ 市町村による個別療育の提供
  - ・ 市町村独自の個別療育を実施：14市町村（R元）
  - ・ 療育拠点の活用を含む個別療育の実施：42市町村（R元）

○事業費（R4）障がい児通所支援事業者育成事業 25,337千円

《豊能圏域》 H19～  
こども発達支援センター 青空〈そら〉  
委託先：(社福)大阪府障害者福祉事業団

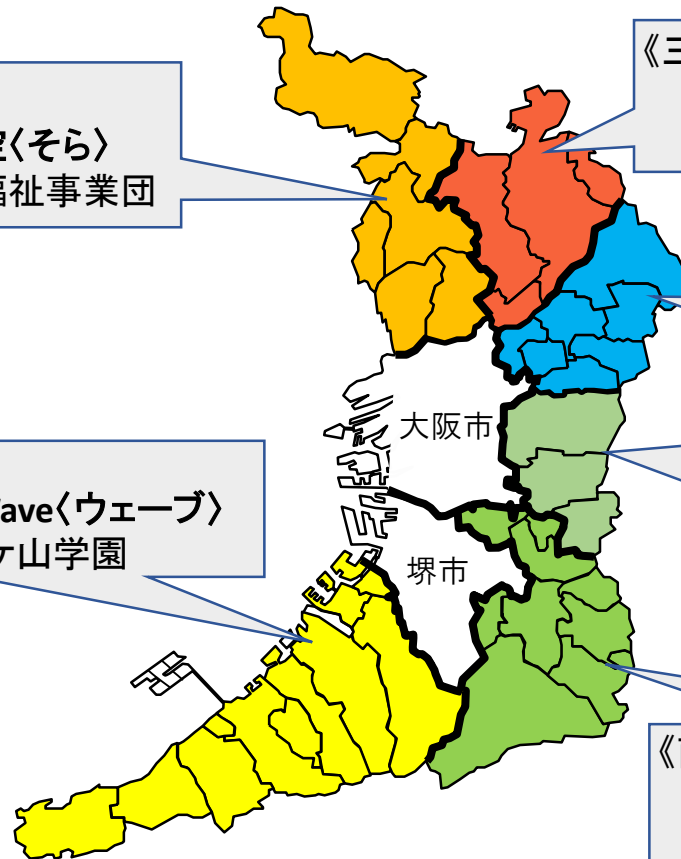
《三島圏域》 H17～  
こども発達支援センター will〈ウィル〉  
委託先：(社福)北摂杉の子会

《北河内圏域》 H20～  
自閉症療育センター Link〈リンク〉  
委託先：(社福)北摂杉の子会

《泉州圏域》 H17～  
自閉症児支援センター Wave〈ウェーブ〉  
委託先：(社福)三ヶ山学園

《中河内圏域》 H18～  
発達障害支援センター PAL〈パル〉  
委託先：(社福)東大阪市社会福祉事業団

《南河内圏域》 H17～  
こども発達支援センター Sun〈サン〉  
委託先：(社福)大阪府障害者福祉事業団



# 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）の概要

## ○現況・経過

- ◆大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）は、発達障害者支援法に基づき、府が社会福祉法人に委託してH14年度に開設
- ◆発達障害者支援法に位置付け（H17）
- ◆開設当初の機関コンサルテーション事業は、療育支援、学校教育支援、就労・地域生活支援の3本立てにより幅広いライフステージをカバー（～H20）
- ◆療育拠点の整備に伴い、成人期支援の機関コンサルテーションを中心に実施（普及促進事業、サポート事業、コーディネーター派遣事業）（～H25）
- ◆現在、個別ケースの直接支援と並行して家族支援の充実や地域自立支援協議会を通じた地域の支援力向上に向けた取り組みに重点を置いている。

## ○実績・成果等

- ◆直接相談の実績（R2）  
支援実人数 1,002人 支援延人数 2,227人
- ◆機関コンサルテーション（R2） 実施回数：377件
- ◆関係機関および地域住民への普及啓発及び研修（R2） 実施件数：33件
- ◆ペアレント・メンター事業  
ペアレント・メンター登録者数：66名（内R2派遣者数12名）  
ペアレント・メンターの派遣数：13件、7市町村（R2）
- ◆発達障がい者地域支援マネージャー事業（R2）  
派遣数：8 協議会 訪問回数：40回 参加人数：1,025人

## ○事業費（R3）

発達障がい者支援センター事業 33,568千円

発達障がい者地域支援力向上事業 9,125千円 ペアレント・メンター事業 1,952千円

【名称】 大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか

【所在地】 大阪市中央区内本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A

【受託事業者】 社会福祉法人 北摂杉の子会

【設立】 平成14年6月

【職員数】 常勤職員6名

### 【目的】

発達障がい児者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児者とその家族からの様々な相談に応じ、指導と助言を行う。

### 【主な業務】

- 相談・就労支援等の直接支援
- 機関コンサルテーション  
地域の支援機関を対象に、個別の事例を通じたコンサルテーション等を行う。
- 機関連携・普及・啓発事業
  - ・公開講座（年3回 府民向け・支援者向け）
  - ・大阪府発達障がい者支援センター連絡協議会（年2回）
  - ・大阪府発達障害団体ネットワーク（年3回）
- ペアレント・メンター事業  
ペアレント・メンター事業事務局として、ペアレント・メンターの養成研修等の実施および派遣調整を行い、メンター活動の推進を図ることで、地域における発達障がい児者のご家族への支援体制の充実を目指す。
- 発達障がい者地域支援力向上事業  
発達障がい者地域支援マネージャーが地域自立支援協議会等と協働し、
  - ①市町村への支援（人材育成、包括的な支援体制づくりへの助言）
  - ②府域全体への支援を実施。